

健康福祉部の運営方針、重点項目(令和8年度)			
健康福祉部の概要			
所属課と人員 (R8.4.1現在)		福祉総務課、生活福祉担当、しょうがいしゃ支援課、高齢者支援課、 地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室	187人
健康福祉部の運営方針			
ソーシャルインクルージョンの理念を柱に、人を大切にして、互いに支えあえる地域づくりを推進し、市民が安心して地域で暮らし続けられる施策を展開します。 地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の生活支援の仕組みを整え、最期まで暮らすことのできるまちを目指します。 市民がウェルビーイング*を得やすいまちづくりに向けて、市民や関係機関と連携しながら、ソフト、ハードの両面から健康を支えるシステムを共に創っていきます。 しょうがいや高齢、生活困窮にかかる施策を進めつつ、生活の困りごとを解決できる仕組みを展開していきます。 *ウェルビーイング:多面的に身の回りのことに幸せや満足を実感できる状態(国立市健康まちづくりプランより)			
令和8年度の重点項目			
No.	項目	具体的内容	達成状況
1	地域包括ケアの充実	高齢者への生活支援体制の構築に向けて、地域に生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の活動や自主活動グループの充実、支援に取り組みます。 第10期介護保険事業計画、第8次高齢者保健福祉計画、第1次認知症施策推進計画を一体のものとして、次期地域包括ケア計画を策定に取り組みます。 第9期介護保険事業計画に基づき、「公有地を活用した小規模多機能型居宅介護事業所」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の公募を実施します。	
2	手話言語の普及啓発	国立市手話言語条例第6条に基づき、市民の手話言語理解促進に向けた市の推進方針を策定します。 また、「手話の日」(9月23日)周辺を目途に、市内で普及啓発イベントを実施します。	
3	部署横断的な健康まちづくりの推進	都市計画マスタープラン、富士見台地域土地利用方針に健康まちづくりの視点に関する連携・協働を働きかけていきます。 健康ポイントの対象事業を通じて庁内や地域との協働を図ります。 KDBデータを活用した医療費や介護給付費への効果に関する検証を実施します。	
4	災害医療救護活動と避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進	防災安全課や三師会と協議し「国立市災害時医療救護活動マニュアル」(令和5年3月)に基づく、災害時医療救護活動拠点及び緊急医療救護所の立ち上げを含めた初動の模擬訓練や、災害対策本部との通信訓練の実現を目指します。 市内ハザードマップ内に住む避難行動要支援者(災害時に単身で避難することが困難な方々)について、個別支援計画作成を進めるとともに、発災時の安否確認方法を関係各課と検討します。	
5	DX等による行財政改革の推進	事業や各種行政手続きにおけるオンライン申請の利用を拡充し、市民の利便性向上と窓口業務の効率化を一体的に推進します。 生活福祉担当に導入しているシステムに「訪問支援サービス」を導入し、他の部署の訪問系事業と共有し、庁内の電子化促進につなげていきます。	